

第23期 農業委員・農地利用最適化推進委員 を募集します。

【提出先・問い合わせ】農業委員会事務局 ☎ 85-6128

町では、令和5年7月19日をもって任期満了となる農業委員11名、農地利用最適化推進委員5名を募集します。

推薦または応募により、農業委員は、町議会同意を得ての町長の任命、農地利用最適化推進委員は、農業委員会からの委嘱となります。

各委員は法律に基づき、担い手への農地利用の集積集約化の推進、遊休農地の発生防止・解消の推進、新規就農・企業などの農業参入の支援を行う「農地等の利用の最適化の推進」を行うこととなります。

なお、「農地利用最適化推進委員」は担当する地区内での活動になります。地区および区域は下記のとおりです。

地区名	その地区の区域
蚕桑地区	東高玉区、西高玉区、東横田尻区、西横田尻区、山口区
鮎貝地区	鮎貝区、高岡区、深山区
荒砥・十王地区	荒砥第1区、荒砥第2区、仲町区、貝生区、菖蒲区、下山区、佐野原区、大瀬区、十王区
鷹山地区	萩野区、滝野区、中山区
東根地区	浅立区、広野区、小山沢区、町下区、杉沢区

▼農業委員、農地利用最適化推進委員募集の概要

	農業委員	農地利用最適化推進委員
応募資格	農業に関する識見がある方で、農地利用最適化の推進や、農業委員会に属する事項に関する業務を適正に行うことができる方	農地利用最適化の推進に熱意と識見があり、担当地区内で農地利用最適化の推進活動ができる方
主な活動内容	総会における議決（原則月1回） ・農地の売買、貸し借りの許可や転用に関する審議など	必要に応じて総会への出席
	農地利用最適化推進委員と連携して担い手への農地利用の集積集約化、遊休農地の発生防止・解消などの活動	担当区内において担い手への農地利用の集積集約化、遊休農地の発生防止・解消などの活動
	農地法に係る調査	農業委員と同じ（担当地区内）
	農地パトロール（随時） 利用状況・利用意向調査（年1回）	農業委員と同じ（担当地区内）
	人・農地プランへの参加	農業委員と同じ（担当地区内）
	各種会議・研修会への参加	農業委員と同じ
任期	3年（令和5年7月20日から令和8年7月19日）	委嘱日（令和5年7月20日以降）から令和8年7月19日
報酬	町の規定に基づき支給	
定数	11名（認定農業者が過半数を占めることなど法的要件があります。）	5名（担当地区ごとに1名）
推薦・応募方法	推薦または応募の届出用紙を農業委員会事務局に提出してください。 郵送の場合は期間内必着です。 届出用紙は農業委員会事務局窓口または町のホームページからダウンロードできます。	
推薦・応募期間	4月3日（月）から5月2日（火）※土、日、祝日除く	
任命・委嘱	町議会の同意を得て町長が任命	農業委員会が委嘱
公表	募集期間の中間および終了後に、推薦・応募状況を町ホームページなどで公表します。公表内容は、推薦または応募された方の氏名、年齢、地区名などのほか、その人数となります。	

トルコ・シリア地震救援金にご協力ください

先月、トルコとシリアとの国境付近を震源とするマグニチュード7.8の地震とその余震により、1,700以上のビルが倒壊し、数万人の死者及び多数の負傷者が確認されました。

日本赤十字社は、各国赤十字社と国際赤十字等が実施する救援活動を支援するため、トルコシリア地震救援金を受け付けています。皆さまの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

なお、個人・法人からの2,001円以上の救援金は、税制上の優遇措置の対象となりません。事務局で受領証を発行しますので、希望される方は健康福祉課窓口へお越しください。

●救援金名

「2023年トルコ・シリア地震救援金」

●受付期間

5月31日（水）まで

●受付場所・時間

▼白鷹町役場1階市民課

▼白鷹町健康福祉センター

午前8時30分から午後5時まで

※月・金曜日（祝日を除く）

※振込等でのご協力方法は、日本赤十字社ホームページから

ご覧いただけます。

【問い合わせ】

日赤白鷹町分区分事務局（健康福祉課福祉係）

☎86-0111

令和5年度のフラワーロードパーク里親を募集します

令和4年度は、8団体391名の皆さんに、除草、樹木の管理、ごみ拾いなどを行っていただきました。ご協力いただきありがとうございました。令和5年度もボランティア活動を行っていただけ団体・企業等を募集します。

●主な活動 フラワーロードパーク区域の除草、樹木の管理、

ごみ拾いなど（年間3回以上）

●申込方法 参加申込書（建設課備付）に必要事項を記入のうえ、建設課管理係まで提出ください。

●募集締切 3月31日（金）まで

※詳細はお問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ】

建設課管理係

☎85-6140

【問い合わせ】

農業委員会事務局 ☎85-6128

農地法の下限面積要件の撤廃について

農業従事者の減少が加速化する中、遊休農地を解消し、効率的な農業の展開を支援するため、農業経営基盤強化促進法等の農地関連法が一部改正され、令和5年4月1日から施行されることになりました。

農地関連法改正の主な内容として、農業経営基盤強化促進法の改正では、認定農業者や新規就農者の方々に対する支援が講じられており、これと合わせて農地法の一部改正も行われ、多様な人材の確保・育成を後押しする施策として、これまで規定されていた、農地の権利取得時に求めていた下限面積要件が4月1日をもって撤廃されることになりました。

下限面積は、経営面積が原則として50a以上あることが要件となっておりますが、本町では、30aに設定しております。したがって、これまでは、農地取得時に30a未満の場合は農地を取得できませんでしたが、4月1日以降は、下限面積要件の撤廃により、取得時に30a未満の場合でも農地を取得できるようになります。

農地法第3条申請時における新規就農者等の取扱について

農地法第3条申請時における非農家や新規就農者の取扱については、この度下限面積要件の撤廃に伴い、令和5年4月総会案件分からは次のように変更になります。

□これまで

非農家、経営面積が下限面積（30a）未満の農家が3条申請した場合は、営農計画書の提出を求め、営農確認面談を実施。

■令和5年4月総会案件分から

非農家、新規就農者（いずれも申請時において農地経営面積及び農業経験がない者に限る）が3条申請した場合は、営農計画書の提出を求める。（原則として営農確認面談は実施しない。ただし申請者から営農確認面談実施の依頼があった場合は面談を実施）